
令和8年度
金融機関と連携したサステナビリティ経営促進事業
補助金交付要綱の概要

(サステナビリティ・リンク・ローン / ポジティブ・インパクト・ファイナンス)

令和8年4月
東京都

1 事業目的

都内中堅・中小企業の経営をサステナビリティに配慮したものと転換を促すため、東京都と連携協定を締結した金融機関が取り扱う**サステナビリティ・リンク・ローン（SLL）**（※1）、**ポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）**（※2）の実行に当たり、**必要となる費用の一部を支援します。**

（※1） 借り手がサステナビリティに関する野心的な目標を設定し、その達成度合いと融資条件が連動するローン

（※2） 企業活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響とネガティブな影響）を包括的に分析・評価し、当該活動の継続的な支援を目的としたローン

連携金融機関（※） 一覧（令和8年4月1日現在）

朝日信用金庫	SBI新生銀行	きらぼし銀行（東京きらぼしフィナンシャルグループ）	群馬銀行	京葉銀行	静岡銀行
商工組合中央金庫	城南信用金庫	城北信用金庫	常陽銀行	西武信用金庫	第四北越銀行
多摩信用金庫	千葉銀行	東京スター銀行	東和銀行	日本政策投資銀行	日本生命
八十二長野銀行	東日本銀行	北陸銀行（ほくほくフィナンシャルグループ）	北海道銀行（ほくほくフィナンシャルグループ）	北國銀行	みずほ銀行
三井住友銀行	三菱UFJ銀行	武蔵野銀行	明治安田生命	山梨中央銀行	横浜銀行

（※）東京都と「サステナブルファイナンス活性化に向けた連携協定」を締結した金融機関

2 事業概要

補助対象事業

令和8年4月1日から令和9年3月1日までの間に受けた融資に係る次の経費

- ▶ 第三者機関による外部評価業務及び各種コンサルティング経費（連携金融機関以外の者が行うもの）。ただし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に契約・支払を行い、実績報告を行ったものに限ります。
- ▶ 融資手数料等のうち、通常の融資に比べて追加的に発生する経費

(注意)

- ・ 上記補助対象事業の両方を合算で申請可能ですが、申請は、年間一回に限ります。
- ・ 同一の融資に関して、国、都道府県、区市町村等から補助金または助成金の交付を受けた場合は、当該補助金の額を控除した額をもとに、都の交付額を算定します。

補助率

都が必要と認めた額の **50%**

補助上限 **200万円**

補助金支払金額

- 経費総額 500万円 ⇒ 補助金額 200万円
- 経費総額 100万円 ⇒ 補助金額 50万円

※国等から補助を受けた場合
(例：国補助率70%の場合)

- 経費総額 500万円 ⇒ 国補助金額 350万円
残り150万円×50% ⇒ 都補助金額 75万円

3 申請できる方

以下に掲げる要件を全て満たす都内の中堅・中小企業を対象とします。

- 登記上の本店が都内にあること
- 東京証券取引所プライム市場に上場していないこと及び東京証券取引所プライム市場に上場する企業が実質的に経営に参画していないこと
(不動産投資法人は、J-REITに上場していないこと)
- 連携金融機関から、令和8年4月1日から令和9年3月1日までの間に、対象となる融資を受けたこと
- 現在かつ将来にわたり暴力団員等ではないこと
- 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと
- 公序良俗に問題のある事業を営んでいないこと
- 公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業を営んでいないこと

4 補助対象経費

補助対象経費例

各種コンサルティング業務等 ただし、連携金融機関とは別法人が行うものに限ります。

- 温室効果ガス排出量算定・削減支援
- 気候変動リスク分析
- ダイバーシティ推進 等

第三者機関による外部評価業務等 ただし、連携金融機関とは別法人が行うものに限ります。

- 外部評価業務等

連携金融機関に支払う、通常の融資と比べ追加的に発生する費用

- 融資手数料等
 - ・ SLLまたはPIFより資金調達をする際に発生する、これらの融資に特有の経費に限ります。シンジケートローンの組成費用など、特有の経費でないものは、補助対象になりません。
 - ・ コンサルティングや外部評価契約について、連携金融機関が契約主体となり費用を負担した場合は、融資先がこの費用を融資手数料等として連携金融機関に支払うとき、補助対象とすることができます。

5 受付期間及び提出方法

受付期間

- 交付申請は、**令和9年3月1日（月）**までにご提出ください。
 - ※ 申請が多数の場合、上記期限より前に受付を終了する場合があります。
- 実績報告は、完了後速やかにご提出ください。
(最終期限：**令和9年3月31日（水）**まで)

提出方法

- 申請は、Jグランツ（電子申請システム）または郵送で受け付けます。
- Jグランツの利用には、GビズIDプライムアカウントが必要です。
アカウント発行に時間を要する場合があるため、早めのID取得をお勧めします。
GビズIDプライムアカウントは、以下のホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。<https://gbiz-id.go.jp/top/>
- 郵送申請は、引受及び配達記録される方法（**簡易書留・レターパック等**）で差し出してください。申請書類の持参、普通郵便は受け付けておりません。

<郵送時の送付先>

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎20階
東京都 産業労働局 総務部 国際金融都市推進課（サステナブルファイナンス）宛

6 提出書類

交付申請時

提出書類	備考
【様式第1-1】補助金交付申請書	Jグランツにより提出する場合は、押印不要
【様式第1-1別紙1】経費内訳	
【様式第1別紙2】補助対象事業実施計画書	様式への記入に代えて、必要事項が記載された文書を提出することが可能
【様式第1別紙3】暴力団排除に関する誓約書	Jグランツにより提出する場合は、押印不要
融資に係る連携金融機関との契約書等（写し）	押印又は署名のあるもの
目標策定等に関して連携金融機関と対話を図ったことがわかる資料	評価書や第三者意見書等、設定された目標等の内容がわかるものをあわせてご提出ください。
見積書又は請求書	融資手数料については、契約書等で金額がわかる場合は提出不要
融資の実行及び連携金融機関への手数料の支払がわかる資料	通帳や入出金明細等の写し（名義がわかるもの）、領収書等
登記事項証明書※（現在事項全部証明書）	履歴事項全部証明書でも可
納税証明書※（未納税額のない証明）	国税の納税証明書（その3）又は（その3の3） ただし、国税の（その1）でも可 地方税に係る納税証明書は不要
印鑑証明書※	Jグランツにより提出する場合は、提出不要

※ 直近3か月以内に取得したもの

6 提出書類

実績報告時

提出書類	備考
【様式第10】 実績報告書	Jグランツにより提出する場合は、押印不要
【様式第10別紙】 経費所要額精算調書	
手数料等の支払がわかる資料 (交付申請時に提出できなかったもの)	通帳や入出金明細等の写し（名義がわかるもの）、領収書等
その他	評価会社、コンサルタント会社等が作成した業務実績がわかる資料等

申請様式

各種申請様式は、以下ホームページに掲載しています。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/gfct/initiatives/green-finance/sustainability-management>

7 補助金支払までの流れ

補助金支払までの流れ



※ 下線は、補助金を申請される方が行う必要のある手続きです。

審査結果及び交付決定

- 審査結果は、Jグランツまたは書面でお知らせします。
- 審査の結果、補助金申請額と補助金交付予定額が異なる場合があります。
- 審査の経過・結果に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。
- 補助対象事業として決定された場合、都のHPに掲載する場合があります。

8 注意事項

以下のケースは補助金の支払いができません。ご注意ください。

- 令和7年度以前にコンサルティングまたは外部評価の契約がされたもの
- 令和9年度以降に経費の支払いをするもの
- 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員等（これに準ずる者を含む）又は社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）に委託したもの
- 交付申請時点で既に都の予算がなくなっている場合
（予算がなくなり次第、都のHPにて速やかに告知する予定です。）
- 補助対象経費の用途が明確でない場合 等

（その他注意事項）

- 実績報告から補助金額確定までの間に、名称、住所、役員等の変更が生じた際は、速やかに報告してください。
- 補助対象事業の経費に関する帳簿及び証拠書類は、令和9年3月末から5年間の保存をお願いします。

質問	回答
登記上の本店が都内になく、営業所のみある場合は申請可能でしょうか。	申請いただけません。登記上の本店が都内にあることが必要です。
連携金融機関ではない金融機関からS L L又はP I Fを調達した場合は申請可能でしょうか。	申請いただけません。連携金融機関からの調達であることが必要です。
東証プライムへの上場でなければ、上場企業である場合や、会社法上の大会社である場合も申請可能でしょうか。	いずれも申請可能です。なお、東京証券取引所プライム市場に上場する企業が実質的に経営に参画していない企業に限ります。

質問	回答
<p>S L L又はP I F 調達の際に受ける各種コンサルティング業務、第三者機関による外部評価業務及び連携金融機関に支払う融資手数料等のうち複数について合算して補助を受けることはできますか。</p>	<p>合算で申請可能です。ただし、申請は年間一回のみで、上限金額の適用があります。</p>
<p>要綱の別表に書かれている経費以外は対象としないのでしょうか。</p>	<p>別表は、代表的な経費例を記載していますので、個別にご照会ください。</p>
<p>他の補助金や助成金の交付を受けた場合とはどの補助金等を指しますか。</p>	<p>例えば、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金及び地域環境保全対策費補助金」を指します。 なお、環境省の補助金は、補助対象者がコンサルティング会社や外部レビュー機関等の資金調達支援者であり、都の補助対象者と異なりますが、同一のS L L 組成案件で環境省の補助対象となっている場合は、「他の補助金や助成金を受給した場合」に該当します。</p>

質問	回答
環境省の補助金の交付を受ける場合、都への交付申請手続きは環境省への交付申請と並行して行っても良いのでしょうか。	都への交付申請は、環境省補助金の交付決定後に行ってください。
コンサルティングまたは外部評価契約について、資金調達者ではない者が契約主体となり実施した場合は補助対象でしょうか。	連携金融機関が契約主体となり費用を負担した場合であって、融資先がこの費用を融資手数料等として連携金融機関に支払うときは、補助対象とすることができます。 これ以外の場合は、対象にはなりません。
同一年度に2件以上のS L L（又はP I F）の調達を行った場合は、いずれも補助対象とすることが可能ですでしょうか。	同一年度においては、1件の調達に限ります。
各種コンサルティング業務を受けたが、結果的にS L L又はP I Fは調達しなかった場合は、補助の対象になるのでしょうか。	対象にはなりません。

質問	回答
令和7年度中に開始して令和8年度に終了した事業は補助対象となるのでしょうか。	対象にはなりません。令和8年4月1日以降に開始した事業のみ対象となります。
令和8年度にコンサルティングを開始したが令和8年度中に支払が完了しなかった場合は補助対象とならないのでしょうか。	令和8年度中に役務の提供が完了し、支払が完了している経費の部分のみ、補助対象とすることができます。
上記のようなケースで外部評価業務でも同じと理解してよいのでしょうか。	外部評価業務は年度内に役務の提供と支払いが完了しているもののみ対象です。

質問	回答
交付申請は取引金融機関と東京都との連携協定が前提ということでしょうか。	都と金融機関の連携協定締結後に実行された案件のみ対象です。
補助対象事業が交付申請前に終了している場合でも、交付申請時に見積書を提出するのでしょうか。	見積書と領収書等の双方の提出をお願いします。
補助対象事業が交付決定後に追加となった場合、変更申請で交付金額も増額の申請を行うことは可能でしょうか。	増額の申請はできません。補助対象事業が交付決定後に追加となった場合でも、当初の交付決定金額までの補助となります。
現在事項全部証明書を用意することが難しい場合（登記申請中等）はどうしたらよいでしょうか。	代表者事項証明書を用意のうえ申請してください。代表者事項証明書の準備が難しい場合は個別にご照会ください。

質問	回答
融資の実行が交付申請期限近くで、交付申請期限に間に合わない場合は、どうしたらいいでしょうか。	末尾のお問い合わせ先に個別にご相談ください。なお、申請期限より後に融資が行われる場合は、補助対象とはなりません。
「融資が実行されたことが分かる根拠資料」とは、具体的にどのような資料でしょうか。	調達金額が記載された通帳の写し、インターネットバンキングでの入出金明細等を想定しています。
「目標策定等に関して連携金融機関と対話を図ったことがわかる資料」とは、具体的にどのような資料でしょうか。	連携金融機関との打合せ資料や提案資料等です。S L L・P I F 提案に至る経緯、目標等の策定までの過程、根拠等について記載されたものです。連携金融機関ともご相談ください。

質問	回答
<p>Jグランツによる申請の場合は、印鑑証明書の写しは不要なのでしょうか。</p>	<p>Jグランツによる申請の場合、申請書類への押印が不要ですので、印鑑証明書の添付も必要ありません。（JグランツのID取得の際に、法人の本人確認資料として印鑑証明書を提出いただいています）。</p>
<p>実績報告に必要な、補助対象事業に関する経費の領収書等（写し）が令和9年3月31日に間に合わない場合はどうしたらよいでしょうか。</p>	<p>原則、年度内の提出が必要ですので、間に合わないの見込まれる場合は、末尾のお問い合わせ先に個別にご相談ください。</p>
<p>提出書類に不備等がないか、あらかじめ相談することはできないでしょうか。</p>	<p>ご提出前に内容を確認することができますので、連携金融機関又は末尾のお問い合わせ先にご相談ください。</p>

お問い合わせ先

お問い合わせ先は以下のとおりです。お問い合わせが集中した場合など、回答までお時間をいただく場合がありますので、ご了承ください。

東京都 産業労働局 総務部 国際金融都市推進課

電話 03-5320-6274

メール S0290108@section.metro.tokyo.jp